

「山留め工事の施工計画書」等の提出について

横浜市建築基準法施行細則の改正に伴い、平成25年4月1日以降に着工する工事からは、指定確認検査機関で確認を受けた物件についても「山留め工事の施工計画書」等の提出が必要です。

横浜市または指定確認検査機関で確認済証の交付を受けた建築物及び工作物について、根切り工事を行う場合は、以下に従って横浜市建築局に必要書類を提出してください。（確認申請時の構造審査の有無にかかわらず、下記に該当する場合は提出が必要です。）

1. 提出が必要な工事と提出書類

① 高さが3メートルを超え5メートル以下の根切り工事を行う場合

- ・ 山留め工事の施工計画概要書（様式1）
- ・ 案内図
- ・ 山留め平面概要図（敷地境界線、隣地高低差、山留め壁の位置、周辺敷地の状況（隣地建物の位置・規模・構造、道路、鉄道等）を記載）
- ・ 断面図（根切り高さ、隣地高低差（崖がある場合は崖の角度・高さ）を記載）

② 高さが5メートルを超える根切り工事を行う場合

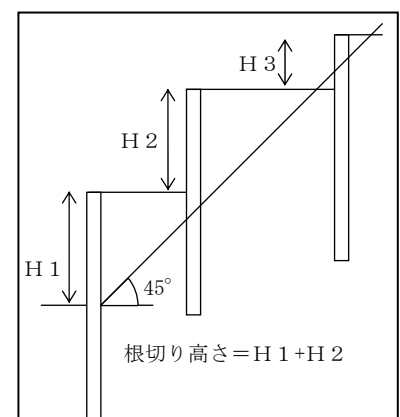
- ・ 山留め工事の施工計画書（様式2）
- ・ 案内図
- ・ 山留め平面図（敷地境界線、隣地高低差、建物の通り芯と山留め壁の位置関係、周辺敷地の状況（隣地建物の位置・規模・構造、道路、鉄道等）、乗り入れ構台の位置、仮設設備の位置、施工機械の設置位置・搬入経路、道路上工作物等の位置を記載）
- ・ 山留め断面図（根切り高さ、隣地高低差（崖がある場合は崖の角度・高さ）、根入れ長さ、隣地建物の基礎形式・基礎位置を記載）

※ ②に該当しかつ建築物の用途が一戸建ての住宅の場合は、山留め等の構造計算書を提出してください。ただし、これ以外の用途であっても、山留め工事の安全性について確認が必要な場合は、山留め工事の施工計画書の提出後に山留め等の構造計算書の提出を求める場合があります。

※ 複数段に渡って根切り工事を行う場合は、最下部の山留め下端位置から45°の線（主働すべり線）を引き、線の上部に上段の山留め下端位置がある場合は、それらの最下部から最上部までの高さの和として下さい。（右図参照）

※ 様式1及び様式2は、横浜市建築局建築審査課のホームページからダウンロードできます。（3月中旬掲載予定）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/center/kenchiku/dl.html>



2. 提出時期

根切り工事に着手する日の7日前までに提出してください。

※ 確認済証の交付前に提出する必要がある場合は、様式1及び様式2の確認番号欄を空欄のままです。事前提出してください。後日確認番号を記入していただき正式な受理とします。

3. 提出先

① 建築物及び下記以外の工作物の場合

横浜市建築局建築審査課構造係

② 横浜市中で確認済証の交付を受けた擁壁（工作物）の場合

横浜市建築局宅地審査課（調整区域内の場合は調整区域課）

※ 指定確認検査機関で確認済証の交付を受けた場合であっても、必ず横浜市に提出してください。指定確認検査機関では受理できません。

<参考>横浜市建築基準法施行細則（抜粋）

第17条の3 法第6条第1項又は法第18条第3項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証の交付を受けた建築物等について建築主又は築造主が別表第5(ア)欄に掲げる工事を行う場合は、当該工事の工事監理者又は工事施工者は、当該工事に着手する日の7日前までに同表(イ)欄に掲げる施工計画書等を、法第7条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第14項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第17項の規定による通知をしようとする際併せて同表(ウ)欄に掲げる施工結果報告書を建築主事に提出するものとする。

2 法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証の交付を受けた建築物等について建築主又は築造主が別表第5(1)の項(ア)欄又は(1)の2の項(ア)欄に掲げる工事を行う場合は、当該工事の工事監理者又は工事施工者は、当該工事に着手する日の7日前までに同表(イ)欄に掲げる施工計画書等を市長に提出するものとする。

別表第5 工事計画の報告

	(ア) 工事種別	(イ) 施工計画書等	(ウ) 施工結果報告書
(1)	高さが3メートルを超え5メートル以下の根切り工事	山留め工事の施工計画概要書	
(1)の2	高さが5メートルを超える根切り工事	山留め工事の施工計画書	
(以下略)			

(備考) この表に規定する施工計画概要書、施工計画書及び施工結果報告書の様式は、市長が定める。

【お問い合わせ先】

建築局建築審査課構造係

電話 045-210-9859

建築局宅地審査課

電話 045-210-9813～9815、9817

建築局調整区域課

電話 045-210-9895、9896